年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 28 年3月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1500675 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1500258 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における平成4年11月1日から平成6年9月26日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年11月から平成6年8月までの標準報酬月額については、8万円から38万円とする。

請求期間②について、請求者のA社における平成7年5月8日から平成10年5月20日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年5月から平成10年4月までの標準報酬月額については、9万2,000円から38万円とする。

平成4年11月から平成6年8月まで及び平成7年5月から平成10年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年11月1日から平成6年9月26日まで

② 平成7年5月8日から平成10年5月20日まで

私がA社に勤務していた期間に係る給与額は38万円位であった。請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録と実際の給与額が相違しているので訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社(厚生年金保険の新規適用年月日は、平成2年9月1日)に係るオンライン記録によれば、請求者の標準報酬月額は、当初は請求者が主張する38万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年9月26日に、平成4年11月1日に遡って8万円に減額訂正されており、同様の遡及訂正が請求者のほか当時の取締役1名についても行われていることが確認できる。

また、当該減額訂正について、当時の取締役は、経営不振により社会保険料を滞納していたため、遡って標準報酬月額を減額する手続を行った旨回答している。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本によれば、請求者も取締役であったことが確認できるが、 前述の取締役は、請求者はB県の営業所で営業を担当しており、社会保険に関する手続や社会 保険料の納付の相談等には関与していなかった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、 平成6年9月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、平成4年 11 月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、請求者の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、A社(厚生年金保険の新規適用年月日は、平成7年5月8日)に係るオンライン記録によれば、請求者の標準報酬月額は、当初は請求者が主張する38万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年5月20日の翌日の同年5月21日付けで、平成7年5月8日に遡って9万2,000円に減額訂正されており、同様の遡及訂正が当時の事業主及び取締役の2名について行われていることが確認できる。

また、当該減額訂正について、当時の事業主は、経営不振により社会保険料を滞納していたため、遡って標準報酬月額を減額する手続を行った旨回答している。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本によれば、請求者は請求期間②のうち平成9年7月31日まで取締役であったことが確認できるが、当時の事業主及びほかの取締役は、請求者は営業を担当しており、社会保険に関する手続や社会保険料の納付の相談等には関与していなかった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、 平成10年5月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、平成7年 5月8日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的理由があったとは認められない ことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、請求者の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。